

町県民税の申告

申告が必要な人

平成23年1月1日現在、神崎町に住んでいる人で、次のいずれかに該当する人が対象となります。

ただし、所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告は必要ありません。
〔平成22年1月から12月までに次の所得があった人〕

- ① 営業や農業などの事業所得
 - ② 不動産・譲渡・一時・山林および雑所得
 - ③ 退職所得（特別徴収をしていない人）
- 〔給与所得がある人で、次のいずれかに該当する人〕
- ① 勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった人（勤務先で確認してください）

② 給与所得のほか、事業や不動産などの所得が20万円以下で確定申告をしない人

③ 給与を2ヶ所以上から受けている人（恩給や年金などを受けている人も含まれます）

④ 雑損控除や医療費控除などを受けようとする人

⑤ 平成22年中に退職した人〔所得がなかった人〕

平成22年中に自分の所得がなく、扶養親族にもなっていない人は、昨年の生計（収入）状況を書いて、所得0円で申告してください。

国民健康保険税、各種年金の審査や所得証明などの資料として必要です。

なお、神崎町に住んでいない人でも平成23年1月1日現在、次のような人は申告が必要です。

- ① 町内に事務所や事業所または家屋敷がある人
- ② 実質上の生活の本拠地が神崎町にある人

申告に必要なもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 所得を証明する書類（源泉徴収票、



給与証明書または帳簿書類等）、③ 社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金などがある人は、その領収書や証明書

町県民税の申告書は申告会場に用意してありますが、あらかじめ必要とする方はお送りしますので、役場

町民課税係までご連絡ください。

ください。

消費税の申告

平成20年中の課税売上高が1千万円を超える方は、消費税の申告が必要です。

町役場でも消費税の申告相談及び受付をしますが、一般課税を選択された方は、課税仕入れ等が判明しない方は、佐原税務署での申告

贈与税の申告

平成22年分の贈与税申告と納税は、2月1日から3月15日までです。昨年1年間に贈与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。

なお、贈与税の申告は、佐原税務署での申告となります。

平成22年分所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日(水)	神崎本宿	神崎本宿	役場二階 第二会議室
2月17日(木)	神崎本宿	四季の丘・成城台・藤の台	
2月20日(日)	全地区（予約制）		
2月21日(月)	四季の丘・成城台・藤の台	四季の丘・成城台・藤の台	
2月22日(火)	今・高谷	武田・新宿	
2月23日(水)	武田・新宿	神崎神宿	
2月24日(木)	神崎神宿	毛成	
2月27日(日)	全地区（予約制）		
2月28日(月)	毛成	植房	
3月1日(火)	植房	古原	
3月2日(水)	古原	郡	
3月3日(木)	郡	大貫・立野	
3月7日(月)	大貫・立野	小松	
3月8日(火)	小松	並木	
3月9日(水)	並木	松崎・向野	
3月10日(木)	全地区		
3月15日(火)	{3月12日(土)・13日(日)は除く}		

- ◎ 受付時間：午前9時から11時まで、午後1時から4時まで。
ただし、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を終了させていただく場合があります。お早めにお越しください。
- ◎ 2月16日～3月9日は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、ご了承ください。
- ◎ 2月20・27日（日曜日）午前に、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約はそれぞれ2日前（金曜日）の午後5時迄に役場町民課税係（☎2112）へご連絡ください。

◎ 申告についてのお問い合わせは、佐原税務署 ☎ 541331